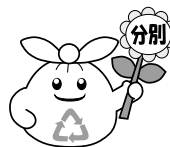


ごみ分別マスコットキャラクター 「エコひまちゃん」通信



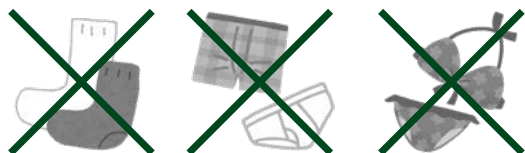
問い合わせ
環境生活課廃棄物対策係
☎01654③2111
(内線3121・3123～3125)

古着リサイクル回収ボックスご利用上の注意点

不要となった衣類などの布類は、市内各公共施設に設置している古着リサイクル回収ボックスに入れることができます。ただし、次のものは古着リサイクルの対象外ですので、誤って回収ボックスに入れないようご注意ください。

直接肌に触れて汚れが付きやすいもの

靴下・下着・肌着・水着など



着物・帯



中綿が入っているもの

スキーウェア・布団・敷パッド・ちゃんちゃんこなど



使用済みマスクなど、ごみは絶対に回収ボックスに入れないでください。

対象のものであっても、次の状態のものを入れることができません。

【回収ボックスに入れることができない布類の状態】

- ・濡れているもの
 - ・カビなどの臭いがあるもの
 - ・汚れているもの
 - ・洗濯していないもの
 - ・布の切れ端
 - ・破れや穴あきがあるもの
 - ・布や付属品の一部分が切り取られているもの
- ※ボタンやチャックなどの付属品は取り外さないでください。

回収ボックスに入れる前に、布類の状態とごみの混入がないことを必ず確認してください！



回収対象外の布類の廃棄方法

古着リサイクルに出せない布類は、埋立ごみです。
※炭化ごみではありませんので、分別間違いにご注意ください。

引っ越しごみの処理について

引っ越しの準備を始めると、普段使っていないものや引っ越しを機に処分するものなど、多くのごみを排出することとなります。また、引っ越し時期は粗大ごみ収集の申し込みが混み合うため、粗大ごみが収集されるまでに日数がかかる場合があります。

引っ越し日までのごみ出し計画を立て、十分な時間を確保して適正に処理を行いましょう。

- 「引っ越し1カ月前からはじめるごみ出しスケジュール・ごみ出しリスト」は、市ホームページからダウンロードして印刷することができます。引っ越しごみの処理にご活用ください。



ごみ出しリストのダウンロードはこちらから



- 分別区分は、ごみ分別ガイドブック（28～38ページ）またはLINE公式アカウント「名寄市ごみ分別ガイド」でご確認ください。判断がつかない場合は、環境生活課まで問い合わせください。

畳や住宅設備などをご自身で処分する場合は事前届出が必要です

ご自身によるリフォームや撤去などで次のものなどをごみとして処分する場合、産業廃棄物と区別するため、届出が必要です。事前に環境生活課廃棄物対策係までご連絡ください。



【届出が必要なものの例】

畳・建具・ガラス戸・

トタンなどの建築材料

解体を伴わない
木くず・材木など

洗面台・流し台・トイレ
などの住宅設備

※解体を伴う木くず・がれき類は最終処分場で受け入れできません。

【処分までの流れ】

①環境生活課廃棄物対策係に連絡

②訪問による現地確認

③次のいずれかの方法で処分

- ・最終処分場に直接搬入
- ・粗大ごみとして収集を依頼
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼